

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

# 通いの場・サロン事業の手引き



2026

# 目次

## 通いの場・サロン事業 ..... -1-

- 1 目的
- 2 目指す効果
- 3 活動内容
- 4 対象要件
- 5 手続きの流れ（登録編）
- 6 通いの場・サロンの運営支援

## 通いの場・サロン助成金事業 ..... -3-

- 1 ねらい
- 2 交付要件
- 3 助成額
- 4 対象経費
- 5 助成金の交付方法
- 6 手続きの流れ（助成金申請編）

## 運営奨励金事業 ..... -6-

- 1 ねらい
- 2 対象要件
- 3 交付額
- 4 対象経費
- 5 助成金の交付方法
- 6 手続きの流れ

## 領収書について留意事項 ..... -8-

## 実施要領 ..... -9-

## 通いの場・サロン事業

### 1 目的

地域住民が運営主体となり、身近な場所等に、住民同士が気軽に集える居場所ができ、体操等の軽い運動や趣味活動等の様々な活動を通して、地域の高齢者が仲間と共に楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを目的としています。

### 2 目指す効果

#### (1) 健康増進・生きがいづくり

普段家の中で過ごすことが多い高齢者が、身近な場所で楽しく過ごすことで、心身の健康につながる。また家以外の居場所ができることで、生きがいにつながることを期待できます。

#### (2) 人・地域とのつながり

身近な場所で活動をすることにより、気軽に出かけることができ、人とのつながりが生まれる。人とのつながりができることで、地域とのつながりができます。

#### (3) 住民同士の支え合い

地域に交流の輪が広がることで、お互いを助け合う仲間意識が芽生え、支え合いの関係ができていきます。

### 3 活動内容

活動内容は次のような内容とし、地域の特性に合わせたものとします。

- (1) 健康体操・介護予防体操等
- (2) 趣味活動（囲碁・将棋・茶道・書道・手遊び・合奏・合唱・季節行事など）
- (3) 講話
- (4) 会食、茶話会
- (5) その他（ニュースポーツ等）

## 4 対象要件

対象要件は以下のことをすべて満たすものとします。

- ・ 地域の高齢者の誰もが気軽に参加できること  
(参加者が限定される活動でないこと)
- ・ 介護予防、地域づくりを目的とした集まりであること  
(営利目的や政治・宗教的な活動でないこと)
- ・ 1回あたりの参加人数(担い手等を含む)が、5名以上見込まれ、半数以上が65歳以上の(年度末年齢)の人であること
- ・ 1回あたりの活動が60分以上であること
- ・ 代表者を1名置くこと
- ・ 開催場所、日時、活動内容などを市広報誌等へ掲載することに同意できること

## 5 手続きの流れ(登録編) ※助成金申請をされる方は5ページへ

項目	内容
登録申請 提出期限 <u>3月31日</u>	提出書類 計2点 (1) 市実施登録書(様式第1号) (2) 市活動事業計画書(様式第2号)
活動報告 提出期限 <u>3月31日</u>	提出書類 計1点 (1) 市活動事業報告書(様式第3号)

※助成金を申請されない場合でも、通いの場・サロン活動の状況把握と運営奨励金の交付対象の確認作業に必要なため、ご提出をお願いいたします。

※年度途中から新規に活動を開始する団体については、随時申請を受け付けます。

まずは各支部へご相談ください。但し、1月31日までの受付とさせていただきます。

## 6 通いの場・サロンの運営支援

- ・ 活動運営に関する相談(講座や講師の紹介) 活動立ち上げに関する相談
- ・ 活動支援者(担い手)のための研修会や連絡会の開催
- ・ 活動団体に対する必要経費の一部助成(3ページ参照)
- ・ 運営奨励金の交付(6ページ参照)
- ・ 活動に必要な備品等の貸出
- ・ 普及啓発のための広報活動
- ・ ボランティア行事用保険の加入手続き

## 通いの場・サロン助成金

### 1 ねらい

地域住民が運営主体となり、身近な場所等に、住民同士が気軽に集える居場所を通して、体操等の軽い運動や趣味活動等の様々な活動をしている団体を支援し、通いの場・サロン事業を推進することをねらいとしています。

### 2 交付要件

- ・通いの場・サロン事業に登録している団体であること
- ・高齢福祉課管轄による助成金、補助金等を受けている経費が含まれていないこと
- ・同一行政区内で複数団体から助成金を申請する場合、30万円を超えないこと  
(同一行政区内で複数希望がある場合は、各通いの場・サロン代表者間で協議の上、申請額を決定していただきますよう調整をお願いします。)

### 3 助成額

通いの場・サロン運営に要する経費の一部として、以下のとおり助成します。

	助成区分（実施1回あたりの参加人数）		
	5～20人	21～30人	31人以上
助成額	4,000円	5,000円	6,000円
	食糧費上限額（参加人数×200円）		
上限回数	年間48回		

※助成額には、食糧費の上限額が定められているため、申請できる助成額が助成区分に応じた助成額を下回る場合があります。

※助成額は実施1回あたりの上限額とし、返還等が生じた場合は年度内清算とします。

## 4 対象経費

対象経費は以下のとおりとします。

項目	内容	備考
食糧費	参加者の茶菓子代、賄材料等	1人あたり200円以内
諸謝金	講師謝礼（茶菓子等含む）	
賃借料	会場使用料、物品レンタル料等	
備品購入費	机、椅子、DVDプレイヤー等	10,000円以上の備品は要相談
消耗品費	文房具、ティッシュペーパー等	
印刷製本費	チラシやプリント等のコピー代	
保険料	行事用保険等	
通信運搬費	切手代等	
その他	その他	必要に応じて要相談

※運営スタッフの人件費や会場の修繕費用、参加者の送迎費、記念品・祝い品、アルコール類の購入費については対象外とします。

## 5 助成金の交付方法

助成金の交付方法は以下のとおりとします。

交付方法	区分	内容
① 清算払	その都度 ～ 6か月まで	事業終了後に事業報告書や請求書を提出して、助成金の交付を受けます。 (その都度から最大24回までの一括報告・交付を可能とします)
② 概算払	1年間	事業実施前に概算で助成金の申請を行い助成金の交付を受けた後、事業終了後に事業報告者や請求書を提出して清算します。

※助成額に余剰が生じた場合は、返還とします。

ただし、同一区分内の範囲で余剰が生じた場合は流用を可能とします。

## 6 手続きの流れ（助成金申請編）

※助成金申請団体は登録申請（市実施登録書等）書類の提出が必須となります。  
（2ページ参照）

項目	提出書類
助成金申請 提出期限 <u>4月1日～</u> <u>助成金を利用する</u> <u>初回活動日まで</u>	①清算払 計2枚 (1) 助成金交付申請書 <u>清算払</u> 様式第1号（第5条関係） (2) 市活動事業計画書 様式第2号（第7条関係）  ②概算払 計3枚 (1) 助成金交付申請書 <u>概算払</u> 様式第1号（第5条関係） (2) 収支予算書 様式第1-2号（第5条関係） (3) 市活動事業計画書 様式第2号（第7条関係）
助成金決定	助成金交付決定通知書 様式第2号 社協から送付します。
助成金請求	①清算払 <u>提出書類なし</u> ②概算払 計1枚 (1) 助成金請求書 様式第3号（第8条関係）
助成金交付 (概算払)	
助成金報告 提出期限 <u>当該年度</u> <u>3月31日</u> <u>(年度末)</u>	①清算払 計5枚 (1) 助成金完了報告書 <u>清算払</u> 様式第4号（第10条関係） (2) 助成金請求書 様式第3号（第8条関係） (3) 市活動事業報告書 様式第3号（第8条関係） (4) 参加者名簿 (5) 領収書（写可）  ②概算払 計5枚 (1) 助成金完了報告書 <u>概算払</u> 様式第4号（第10条関係） (2) 収支決算書 様式4-2号（第10条関係） (3) 市活動事業報告書 様式第3号（第8条関係） (4) 参加者名簿 (5) 領収書（写可）もしくは、総会資料等
助成金交付 (清算払)	※現金での受け取りの際には、領収書にサインと捺印をいただきます。そのため、申請時に使用したものと同一印鑑をご持参ください。

※概算払において助成金の返金等が生じる場合は、年度末までに事務処理を完了させたいため、早めに社協へご相談をお願いします。

## 運営奨励金

### 1 ねらい

定期的（月 1 回以上）に開催している団体に対して運営奨励金を交付することで通いの場・サロン事業を推進することをねらいとしています。

### 2 交付要件

- ・通いの場・サロン事業に登録している団体であること
- ・当該年度 12 月末現在において、1 年以上継続して活動した団体であること
- ・事前に提出された通いの場・サロン活動事業計画書（前年度 1～3 月、当該年度 4～12 月）にて、月 1 回以上の活動が計画されていること
- ・前年度 1～3 月、当該年度 4～12 月にて、月 1 回以上の活動実績があること

奨励金の交付要件は、月 1 回以上の実施が基本となりますが、やむを得ない事情※があれば、別月に振り替えた場合も、対象とします。

ただし、振替は、計画月から 2 ヶ月以内（12 月に限り、翌年 1 月内とする）の実施の場合を対象とします。

2 ヶ月以上続けて活動をお休みされたか、報告内容が通いの場・サロンの対象要件を満たしていなかった場合は、対象外とさせていただきます。

※やむを得ない事情：荒天（猛暑、大雪）、災害と施設の使用が不可の場合など

### 3 交付額

交付額は以下のとおりとします。

開催頻度	運営奨励金	
	平均参加人数 19 人以下	平均参加人数 20 人以上
毎月 1 回以上（年間 12 回～23 回）	10,000 円	15,000 円
毎月 2 回以上（年間 24 回～35 回）	20,000 円	30,000 円
毎月 3 回以上（年間 36 回～47 回）	30,000 円	45,000 円
毎月 4 回以上（年間 48 回以上）	40,000 円	60,000 円

例）月 4 回開催で平均参加者が 20 人の場合は、60,000 円交付。

## 4 対象経費

使途条件は特にありません。

## 5 運営奨励金の交付方法

交付方法は以下のとおりとします。

交付方法	内容
清算払	当該年度12月に、必要書類を同封した交付申請案内を送付します。その必要書類を提出して、運営奨励金の交付を受けます。

## 6 手続きの流れ

項目	内容
事業実施	対象期間 前年度1～3月/当該年度4～12月 〈例：令和8年度の場合〉 対象期間：令和8年1月～12月
交付申請案内 (12月～)	交付申請案内を郵送
申請受付 (1月～1月末日まで) <u>提出期限</u> <u>1月末日</u>	提出書類 計2点 (1) 運営奨励金交付申請書兼請求書(様式第3号) (2) 対象期間分の活動事業報告書(様式第3号) ・既に、助成金事業等で提出されている場合は不要です。
交付開始 (2月～3月末まで)	・現金での受け取りの際には、領収書にサインと捺印をいただきます。そのため、申請時に使用したものと同一印鑑をご持参ください。

## 領収書について留意事項

- 1) 領収書は、レシートでも可能です。
- 2) 手書き領収書の場合は、下記の点にご注意ください。
  - (1) あて先にサロンの名称が、正しく記載されているか。
  - (2) 但し書きに記載漏れがないか。(何を購入したか分かるようにしてください)
  - (3) お店の代表者名や公印が正しく押印されているか。
- 3) 領収書の写しをご提出いただく際は、折り曲げずに、全体が鮮明に写るようにご注意ください。

領 収 書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>記載例</b></div> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>坂井サロンの会 様</b></p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>手書き領収書の場合</b></p> <p>☆会社関係の領収書 (プラント、アミなど) ⇒店印+担当者印の確認</p> <p>☆個人の領収書 ⇒個人印の確認</p> </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>申請書、報告書、請求書 と同じ氏名で</p> </div>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;"><b>金 1,500</b></p> <p style="text-align: center;">但し、<b>講演資料代</b> とし</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>住所 氏名(会社名) 代表者名(フルネーム) 印鑑は会社印もしくは代表者印で</p> </div>	<p style="text-align: center;">令和<b>8</b>年<b>6</b>月<b>10</b>日 坂井市坂井町下新庄 18-3-1 <b>社会福祉法人坂井市社会福祉協議会</b> <b>会 長 社 協 太 郎</b> 印</p>

※ポイントが付加されるお支払い方法について  
ポイントが付加されるお支払い方法でも可能とします。  
ただし、還元されたポイントは、できる限りご自身の通いの場・サロン活動に活かしていただきますようお願いいたします。

※領収書(特に手書きのもの)に不備がある場合には、たいへんお手数ですが、再度、出し直しをお願いすることがございますので、上記の点に十分に気をつけていただきますようお願いいたします。

## 坂井市通いの場・サロン事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、坂井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年坂井市告示第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 地域住民が運営主体となり、身近な場所等に、住民同士が気軽に集える居場所ができ、体操等の軽い運動や趣味活動等の様々な活動を通して、地域の高齢者が仲間と共に楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを目指し、市は必要な支援を行うものとする。

### (実施主体等)

第2条 事業の実施主体は坂井市とする。

2 市は、事業の一部を社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に委託する。

3 事業の委託業務の範囲、その他必要な事項は市社協との契約により別に定めるものとする。

### (基本方針)

第3条 通いの場・サロンは、地域に居住する高齢者が気軽に参加できるものとし、次の効果をねらうものとする。

#### (1) 健康増進・生きがいつくり

普段家の中で過ごすことが多い高齢者が、身近な場所で楽しく過ごすことで、心身の健康につながる。また家以外の居場所ができることで、生きがいにつながることを期待できる。

#### (2) 人・地域とのつながり

身近な場所で活動をすることにより、気軽に出かけることができ、人とのつながりが生まれる。人とのつながりができることで、地域とのつながりができる。

#### (3) 住民同士の支え合い

地域に交流の輪が広がることで、お互いを助け合う仲間意識が芽生え、支え合いの関係ができていく。

## 通いの場・サロン事業の手引き

---

### (内容)

第4条 通いの場・サロンの活動は、次のような地域の特性にあわせた内容とする。

- (1) 健康体操・介護予防体操等
- (2) 趣味活動（囲碁・将棋・茶道・書道・手遊び・合奏・合唱・季節行事など）
- (3) 講話
- (4) 会食、茶話会
- (5) その他（ニュースポーツ等）

### (運営)

第5条 通いの場・サロンの活動は地域住民が主体となって運営するものとする。

- 2 市は活動内容等への相談支援、担い手への研修会の開催、及び運営に必要な経費の助成など、必要な支援を行う。

### (実施場所)

第6条 通いの場・サロンの活動場所は原則、参加者が自宅から歩いて行け、気兼ねなく過ごせる場所（地区内の集会所、集落センター等）とする。ただし、ふくしの会単位で実施する場合にはコミュニティセンター等でも差し支えないものとする。

### (申請)

第7条 通いの場・サロンを実施するものは、通いの場・サロン実施登録書（様式第1号）・通いの場・サロン活動事業計画書（様式第2号）を市社協に提出する。

### (実績報告)

第8条 通いの場・サロン活動の事業完了後、通いの場・サロン活動報告書（様式第3号）に参加者名簿を添えて市社協に提出する。

- 2 報告書の提出時期は月毎、3か月毎、6か月毎、年度末等、各通いの場・サロンと市社協で協議し決定するものとする。

### (運営経費の助成)

第9条 通いの場・サロン運営に要する経費については、原則として参加者の参加費などの自主財源で運営を行うものとするが、経費の一部について、別表1のとおり助成できるものとする。

- 2 助成金の交付方法・様式等については市社協において別途定めるものとする。

## 通いの場・サロン事業の手引き

---

- 3 助成金の額は別表1の額、または実際に支出した助成対象経費の低い方の額とする。
- 4 助成金の額は1行政区あたり300,000円を限度とする。(同一行政区内で複数の団体がある場合は区内で調整とする。)
- 5 他の制度による助成金、補助金等を受けている経費は対象外とする。

(助成対象団体及び活動の要件)

第10条 事業の助成対象団体及び活動の要件は別表2の通りとする。

(運営奨励金)

第11条 月1回以上定期的に開催している通いの場を運営する団体に対して運営奨励金を別表3のとおり交付できるものとする。

- 2 奨励金の交付方法・様式等については市社協において別途定めるものとする。

(奨励金交付対象者)

第12条 奨励金の交付の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 坂井市通いの場・サロン事業に登録している団体であること。
- (2) 当該年度12月末現在において、1年以上継続して活動した団体であること。
- (3) 当該年度において奨励金の交付を受けていない団体であること

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて市と市社協が協議して定めるものとする。

## 社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

□みくに支部	三国町楽円 53-16-1	☎82-1170
□まるおか支部	丸岡町西里丸岡 12-21-1	☎68-5060
□はるえ支部	春江町江留中 10-15-1	☎51-4545
□さかい支部	坂井町下新庄 18-3-1	☎67-0699

各種提出書類は、坂井市社協ホームページからダウンロード可能です。

【HP アドレス】

<http://www.sakaicityshakyo.jp/> →書式等ダウンロード

